

# 平成28年度都道府県単位 保険料率について

## 平成 28 年度 都道府県単位保険料率の決定について

標記について、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 160 条第 1 項の決定に基づき、以下のとおり決定する。

### 1. 都道府県単位保険料率

北海道	10.15%	滋賀県	9.99%
青森県	9.97%	京都府	10.00%
岩手県	9.93%	大阪府	10.07%
宮城県	9.96%	兵庫県	10.07%
秋田県	10.11%	奈良県	9.97%
山形県	10.00%	和歌山県	10.00%
福島県	9.90%	鳥取県	9.96%
茨城県	9.92%	島根県	10.09%
栃木県	9.94%	岡山県	10.10%
群馬県	9.94%	広島県	10.04%
埼玉県	9.91%	山口県	10.13%
千葉県	9.93%	徳島県	10.18%
東京都	9.96%	香川県	10.15%
神奈川県	9.97%	愛媛県	10.03%
新潟県	9.79%	高知県	10.10%
富山県	9.83%	福岡県	10.10%
石川県	9.99%	佐賀県	10.33%
福井県	9.93%	長崎県	10.12%
山梨県	10.00%	熊本県	10.10%
長野県	9.88%	大分県	10.04%
岐阜県	9.93%	宮崎県	9.95%
静岡県	9.89%	鹿児島県	10.06%
愛知県	9.97%	沖縄県	9.87%
三重県	9.93%		

### 2. 適用時期

平成 28 年 3 月分（任意継続被保険者にあつては、同年 4 月分）の保険料額から適用

## 厚生労働省告示第13号

健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成21年政令第63号）附則第7条第1項第1号ロの規定に基づき、健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第7条第1項第1号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める平成22年度以降調整基礎率を次のように定める。

平成28年1月28日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第7条第1項第1号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める平成22年度以降調整基礎率

平成28年度に適用されるべき平成22年度以降調整基礎率は、同年度における最高第1号都道府県単位保険料率から同年度における第1号平均保険料率を控除した率に4.4を乗じて得た率を10で除して得た率とする。



協発第 151228-03 号

平成 27 年 12 月 28 日

厚生労働省保険局長

唐 澤 剛 様

全国健康保険協会

理事長 小林 剛

### 平成 28 年度の激変緩和措置について

平成 28 年度の激変緩和措置については、本年 9 月から計 5 回にわたり、全国健康保険協会運営委員会において議論を行っていただきました。これまでの議論を踏まえ、平成 28 年度の激変緩和措置については、下記の事項について所要の検討を進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

### 記

平成 28 年度の激変緩和率については、現時点における激変緩和措置の期限が平成 31 年度末とされていることを踏まえ、その期限までに均等に引き上げていくことができるよう、10分の4.4とすること。

平成28年度 業務経費に係る特別計上分経費（確定版）

(単位:千円)

	その他の保健事業	支部独自の サービス向上の 取組み (広報・意見発信を含む)	医療費適正化対策	計
01北海道	0	0	3,618	3,618
02青森	0	0	0	0
03岩手	0	273	4,914	5,187
04宮城	0	27	7,904	7,931
05秋田	0	3,311	0	3,311
06山形	250	294	228	772
07福島	0	2,402	0	2,402
08茨城	0	0	0	0
09栃木	0	945	0	945
10群馬	0	889	582	1,471
11埼玉	0	0	0	0
12千葉	0	0	0	0
13東京	0	30,968	0	30,968
14神奈川	0	0	0	0
15新潟	0	0	0	0
16富山	0	0	0	0
17石川	0	0	0	0
18福井	290	1,667	0	1,957
19山梨	178	1,167	1,120	2,465
20長野	0	0	0	0
21岐阜	0	0	0	0
22静岡	0	0	2,037	2,037
23愛知	0	19,044	2,360	21,404
24三重	0	0	0	0

(単位:千円)

	その他の保健事業	支部独自の サービス向上の 取組み (広報・意見発信を含む)	医療費適正化対策	計
25滋賀	0	1,531	810	2,341
26京都	0	0	0	0
27大阪	0	0	2,303	2,303
28兵庫	0	0	0	0
29奈良	0	0	0	0
30和歌山	0	0	257	257
31鳥取	1,347	5,035	0	6,382
32島根	2,871	0	0	2,871
33岡山	0	0	0	0
34広島	0	310	260	570
35山口	0	0	0	0
36徳島	0	0	0	0
37香川	0	0	0	0
38愛媛	0	0	0	0
39高知	0	0	0	0
40福岡	0	0	0	0
41佐賀	0	0	0	0
42長崎	0	0	0	0
43熊本	0	0	0	0
44大分	2,536	1,049	0	3,585
45宮崎	0	188	80	268
46鹿児島	0	0	0	0
47沖縄	0	0	0	0
合計	7,472	69,100	26,473	103,045

# 平成28年度都道府県単位保険料率の算定について

(単位:%)

	医療給付費に ついての調整前の 所要保険料率 (a)	調整(b)		医療給付費に ついての調整後の 保険料率 (a+b)	所要保険料率 (a+b+4.84)	保険料率 (激変緩和措置後) (精算・特別計上等除く) (c)	保険料率 (激変緩和措置後) (精算・特別計上等含む) (c+α)
		年齢調整	所得調整				
全 国	5.16	—	—	5.16	10.00	10.00	10.00
1 北 海 道	6.21	▲ 0.22	▲ 0.41	5.58	10.42	10.18	10.15
2 青 森	6.17	▲ 0.07	▲ 0.96	5.15	9.98	9.99	9.97
3 岩 手	5.78	▲ 0.16	▲ 0.67	4.95	9.78	9.90	9.93
4 宮 城	5.44	▲ 0.05	▲ 0.26	5.13	9.96	9.98	9.96
5 秋 田	6.68	▲ 0.39	▲ 0.92	5.37	10.21	10.09	10.11
6 山 形	5.71	▲ 0.12	▲ 0.52	5.07	9.91	9.96	10.00
7 福 島	5.23	▲ 0.00	▲ 0.24	4.98	9.82	9.92	9.90
8 茨 城	4.73	0.06	0.14	4.93	9.76	9.90	9.92
9 栃 木	4.93	0.01	0.03	4.97	9.81	9.92	9.94
10 群 馬	5.10	▲ 0.04	▲ 0.08	4.98	9.82	9.92	9.94
11 埼 玉	4.72	0.01	0.20	4.93	9.77	9.90	9.91
12 千 葉	4.79	▲ 0.06	0.22	4.95	9.78	9.90	9.93
13 東 京	4.23	0.03	0.78	5.04	9.88	9.95	9.96
14 神 奈 川	4.56	▲ 0.02	0.54	5.09	9.92	9.97	9.97
15 新 潟	5.12	▲ 0.11	▲ 0.31	4.70	9.53	9.80	9.79
16 富 山	4.68	▲ 0.08	0.20	4.81	9.64	9.84	9.83
17 石 川	5.17	▲ 0.02	0.03	5.18	10.02	10.01	9.99
18 福 井	5.21	▲ 0.08	▲ 0.03	5.10	9.94	9.97	9.93
19 山 梨	5.27	▲ 0.08	▲ 0.14	5.05	9.88	9.95	10.00
20 長 野	4.95	▲ 0.06	▲ 0.15	4.74	9.57	9.81	9.88
21 岐 阜	5.07	0.02	▲ 0.03	5.05	9.89	9.95	9.93
22 静 岡	4.74	▲ 0.06	0.20	4.87	9.71	9.87	9.89
23 愛 知	4.56	0.15	0.36	5.07	9.91	9.96	9.97
24 三 重	4.86	0.03	0.09	4.98	9.81	9.92	9.93
25 滋 賀	5.11	0.04	▲ 0.05	5.10	9.94	9.97	9.99
26 京 都	5.03	0.01	0.09	5.13	9.96	9.98	10.00
27 大 阪	5.13	0.08	0.16	5.37	10.20	10.09	10.07
28 兵 庫	5.18	0.04	0.04	5.26	10.09	10.04	10.07
29 奈 良	5.60	▲ 0.05	▲ 0.39	5.15	9.99	9.99	9.97
30 和 歌 山	5.59	0.07	▲ 0.46	5.20	10.03	10.01	10.00
31 鳥 取	5.83	▲ 0.06	▲ 0.69	5.07	9.91	9.96	9.96
32 島 根	5.97	▲ 0.16	▲ 0.52	5.29	10.12	10.05	10.09
33 岡 山	5.48	0.06	▲ 0.15	5.39	10.23	10.10	10.10
34 広 島	5.35	0.02	▲ 0.09	5.28	10.11	10.05	10.04
35 山 口	5.65	▲ 0.15	▲ 0.12	5.38	10.21	10.09	10.13
36 徳 島	5.98	▲ 0.09	▲ 0.37	5.53	10.36	10.16	10.18
37 香 川	5.82	▲ 0.05	▲ 0.25	5.52	10.36	10.16	10.15
38 愛 媛	5.69	0.06	▲ 0.49	5.26	10.09	10.04	10.03
39 高 知	5.83	▲ 0.06	▲ 0.40	5.37	10.20	10.09	10.10
40 福 岡	5.78	0.03	▲ 0.30	5.51	10.34	10.15	10.10
41 佐 賀	6.73	▲ 0.10	▲ 0.76	5.87	10.70	10.31	10.33
42 長 崎	6.21	▲ 0.04	▲ 0.74	5.43	10.27	10.12	10.12
43 熊 本	6.08	0.02	▲ 0.69	5.42	10.25	10.11	10.10
44 大 分	6.16	▲ 0.14	▲ 0.67	5.36	10.19	10.08	10.04
45 宮 崎	5.95	0.02	▲ 0.87	5.09	9.93	9.97	9.95
46 鹿 児 島	6.12	0.05	▲ 0.86	5.31	10.14	10.06	10.06
47 沖 縄	6.48	0.41	▲ 1.84	5.05	9.88	9.95	9.87

(注)・所要保険料率は、医療給付費についての調整後の所要保険料率に、傷病手当金等の現金給付費(0.45%)、後期高齢者支援金等(3.70%)、保健事業費等(0.70%)、その他収入(▲0.02%)に係る合計の保険料率(4.84%)を加算したものである。

・保険料率(c)は、激変緩和措置として、当該支部の医療給付費についての調整後の保険料率の全国計との差が10分の4.4となるよう調整した上で、全国一律の保険料率4.84%を加算したものである。

・保険料率(c+α)は、保険料率(c)には含まれていない、平成26年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分、平成26年度の都道府県単位保険料率を凍結したことに伴う精算分及び支部ごとの特別計上分を含めて算定したものである。